

# 令和8年度高知県職員（社会福祉（児童自立支援専門員））採用選考考査実施要領

令和8年6月26日

高 知 県

## 1 募集（採用予定）人員

2名

## 2 受験資格

次の（1）から（3）までのいずれにも該当する人

（1）昭和62年4月2日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「配置基準」という。）第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する人又は令和9年3月31日までに資格を取得する見込みの人

（2）次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

（3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

## 3 応募（受験）の手続き

（1）申込方法

原則として、インターネットにより申込みをしてください。

(申込の流れ)

事前準備 → 申込システムにアクセス → 会員登録 → 会員登録 (登録情報を編集)  
→ エントリー → 申込完了

※申込みは、「会員登録」及び「エントリー」が必要となります。

※受付期間内に「エントリー」まで完了しなかった場合は、受験できません。

高知県総務部人事課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、次の書類については、申込システムに添付してください。

- ・配置基準第82条で定める児童自立支援専門員の資格を有すること（又は令和9年3月31日までに取得する見込みであること）を証明する書類（卒業（見込）証明書、免許の写し、実務経験を証明する書類等）

#### 事前準備

申込みには、次のものがが必要です。申込手続を行う前にご準備ください。

①パソコン又はスマートフォン

【推奨環境】Google Chrome、Microsoft Edge、Apple Safari 最新版

②本人のメールアドレス

受信設定をされている場合は、事前に「public-connect.jp」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。

③PDFファイルを読むためのソフト（Adobe Acrobat Reader 等）

④証明写真データ

- ・最近6か月以内に撮影した背景無地、脱帽、上半身、正面向きで本人と確認できるもの。
- ・ファイル形式は、画像（.jpg、.jpeg、.png、.webp）のみとなります。
- ・ファイルの推奨サイズは、縦横比4×3の比率です。
- ・一般的な証明写真データであればアップロード可能ですが、ファイルサイズが大きい場合は、通信環境の影響でアップロードに時間がかかる場合があります。

※印刷した証明写真を撮影したものや、背景が無地となっていないものは使用できません。

#### 申込システムにアクセス

高知県総務部人事課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスしてください。

- ・会員登録をしていない方は[会員登録](#)に進んでください。
- ・会員登録をしている方は[エントリー](#)に進んでください。

### [会員登録](#)

利用規約を確認し同意のうえ、「お使いのサービスで簡単登録」又は「メールアドレスで会員登録」から、入力画面に従い、メールアドレス、生年月日、性別、パスワード等必要事項を入力し登録してください。

登録したメールアドレス宛てに「会員登録のお願い」メールが送信されますので、本文中に記載されている URL をクリックすると、「登録完了のご連絡」メールが送信されます。

※パスワードは、英小字、数字を含む8字以上の半角英数字で設定してください。

※登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は、最初から入力をし直す必要があります。

※登録時に設定したパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておき、大切に保管してください。

### [会員登録（登録情報を編集）](#)

ログイン後、システム内で「マイページ」を選択し、「登録情報を編集」をクリックしてください。入力画面に従い、「基本情報」の氏名、電話番号、プロフィール写真(証明写真)、住所、自己PR、資格・語学力及び「職歴・学歴」の応募時必須の欄をすべて入力・登録してください。

※「職歴・学歴」の学歴欄は、最終学歴までご入力ください。

※「希望条件」「スカウト設定」は任意でご入力ください。

### [エントリー](#)

エントリーフォームの必要事項を入力して、エントリーを完了させてください。完了すると、登録したメールアドレス宛てに「エントリー完了のお知らせ」メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に高知県総務部人事課へお問い合わせください。

受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。使用

される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。申込方法等に関するお問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。必ず電話で高知県総務部人事課へお問い合わせください。

なお、エントリー完了後、登録内容の削除(退会手続)を行った場合は受験ができません。

## (2) 受付

令和8年6月26日（金）午前9時00分から同年7月27日（月）午後5時15分までの間、受験の申込みを受け付けます。

## 4 選考考査実施内容等

### (1) 試験の日時及び場所

日 時	場 所
令和8年8月8日（土） 午前9時30分から ※応募者多数の場合は同月16日（日）に口述（面接）試験を実施する場合があります。この場合、受験者により集合時間が異なるため、後日各受験者に集合時間を連絡します。	高知市丸ノ内2丁目1-19 高知県職員能力開発センター

### (2) 試験種目及び内容

種 目	内 容
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
適 性 検 査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
口述(面接)試験	人物、人柄等についての個別面接による試験

### (3) 各種目の配点

種目	論文試験	口述(面接)試験	総合得点
配点	100点	150点	250点

## 5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ内に掲示します。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/moushikomi-jyoukyou/>

## 6 合格発表の時期

令和8年8月下旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに掲示するとともに、受験者に直接通知します。

## 7 任命等

### (1) 採用の時期

原則として令和9年4月1日です（ただし、すでに児童自立支援専門員の資格を有する人については、それ以前に採用される場合もあります）。

なお、「2 受験資格」(1)に記載する期日に所定の要件を満たしていない場合は、採用されません。

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、この選考考査の合格者に対し、採用手続等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

なお、この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがあります。

### (2) 勤務場所等

希望が丘学園への配属を基本としますが、児童相談所、療育福祉センター及び知事部局等の本庁各課並びに出先機関に配属されることもあります。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することもあります。

### (3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われます。

### (4) 初任給等

令和8年4月1日現在の初任給は、4年制大学を卒業し資格要件を満たす人で行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、237,200円ですが、希望が丘学園に配属され、児童の指導等の業務に従事する場合は260,300円（給料の調整額23,100円を含む。）、その他の所属に配属された場合は、従事する業務により異なりますが、237,200円に加算される場合があります。なお、採用前の職歴等に応じて加算される場合もあります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

## 8 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

### (1) 対象者

受験者全員

### (2) 請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

### (3) 請求の方法

試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、高知県総務部人事課へ郵送またはメールで請求してください。試験成績は、申込時に登録いただいたメールアドレスあてに電子データで通知します。

## 9 その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行し、午前9時30分までに試験会場に集合してください。

○鉛筆（HB数本） ○消しゴム

○時計（携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。）

○ボールペン（当日配布する受験票に署名する際に使用します）

## 10 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話番号 (088) 823-9163 (直通)

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/>

E-mail 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

(上記メールアドレスは問い合わせ専用です。電子メールでの申込みはできません。)

## 11 試験会場案内図

高知県職員能力開発センター（会場入口は、北側（丸の内高校側）にあります。）



※ 試験会場には、駐車場がありませんので、車の乗り入れを禁止します。

## 高知県職員（社会福祉（児童自立支援専門員））採用選考考査実施要領 補足説明

令和8年度高知県職員（社会福祉（児童自立支援専門員））採用選考考査実施要領の「2 受験資格」に記載している「配置基準」の規定は、下記のとおりです。

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三（省略）

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハマまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハマまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハマまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハマまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を

有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事した  
もの